

令和2年4月15日

保護者の皆様
地域の皆様

赤穂市教育委員会

新型コロナウイルス感染症対策についての今後の対応について
(臨時休業期間中の登校園日中止のお知らせ)

平素より本市の教育振興にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、令和2年4月10日付け文書により、保護者・地域の皆様に臨時休業期間中の登校園日についてお知らせしているところですが、最近の感染拡大状況に加え、県立学校においても登校日の設定が見送られていることから、赤穂市内における登校園日を取りやめましたのでお知らせします。

記

1 中止する登校園日について

幼稚園・小中学校共通 令和2年5月1日(金)

※登校日とせず、臨時休業とします。

2 留意事項

- (1) 当初予定していた5月1日(金)の登校園日は取りやめることとしますが、引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、各家庭でのご指導をお願いします。
- (2) 当初予定の5月6日(水)以降の教育活動再開については、各学校園からの電話連絡や連絡メール配信、赤穂市HP等にてお知らせしますので、ご確認ください。
- (3) 幼稚園預かり保育及びアフタースクールについては、可能なかぎりの安全対策を講じた上で、長期休業期間中と同様の実施を継続します。
- (4) 以上の対応は、今後の感染の発生状況や国・県の方針により新たな対応に移行する可能性があります。その際には改めてお知らせしますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。
- (5) その他、不明な点やご希望がありましたら、各学校園までご連絡ください。

大切なお子様の生命と健康を守り、これ以上の感染拡大を抑制するための具体的な行動について、ご理解とご協力をお願いいたします。